10分かけ放題 for BIZ利用規約

株式会社TOKAIコミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）は、10分かけ放題 for BIZ利用規約（以下「本規約」といいます。）を以下の通り定め、これにより10分かけ放題 for BIZを提供します。

第1条（定義）

本規約における用語の定義は以下の通りとします。

（1）「10分かけ放題 for BIZ（以下「本サービス」といいます。）」とは、LIBMOサービスのうち音声通話機能付きSIMカードの付加サービスとして提供するもののひとつです。

（2）「契約者」とは、本規約に同意して本サービスに加入した者をいいます。

（3）「LIBMOサービス」とは、「法人向けモバイル接続サービス契約約款（以下「契約約款」といいます。）」に基づいて当社が提供するサービスの総称をいいます。

第2条（規約の適用）

本規約は、当社と契約者との間の、本サービスに関する一切の関係に適用されます。

2. 当社が本規約とは別に発表する本サービスの説明、案内、利用上の注意等は、名目のいかんにかかわらず本規約の一部を構成するものとします。

3. 本規約に定めのない事項については契約約款を適用または準用いたします。

第3条（規約の変更）

当社は、必要と判断した場合、いつでも本規約を変更できるものとします。

2. 変更後の本規約については、当社が定めた日（以下、「効力発生日」といいます。）から効力を生じるものとします。

3. 当社は、本規約を変更する場合は、契約者に対し、当該変更の効力発生日の相当期間前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容ならびに当該変更の効力発生日を、当社の定める方法により通知するものとします。ただし、当該変更が契約者の利益に適合するときは、変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知するものとします。

4. 契約者は、本規約の変更を承諾しない場合は、効力発生日までの間に、当社に対し、書面によって異議を通知するものとします。当該効力発生日までの間に当該書面が当社に到達した場合は、当該書面により異議を通知した契約者と当社との間の本サービスの提供に係る契約は、当該効力発生日をもって終了するものとします。

第4条（サービス概要）

本サービスは、1回の通話につき10分間以内の通話料金を無料とします。なお、本サービスには、本条第2項、第3項で定める、本サービスが適用されない通話がございますので予めご了承ください。

2. 1回あたりの通話時間が10分間を超過した場合には、超過分の通話に対し11円／30秒の通話料がかかります。
3. 本サービスのご利用にあたっては、下記の点について予め了承しているものとします。
(1)国際通話料は、10分かけ放題の対象外です。
(2)下記の番号への発信は、本サービスの対象外です(株式会社NTTドコモが定める所定の通話料がかかります)。
・110番、118番、119番、117番、177番などの3ケタの番号
・＃で始まる4桁の電話番号
・フリーダイヤル、ナビダイヤル
・留守番電話ダイヤル、転送電話サービス
(3)通話を行うことを目的とせず、一方的または機械的な接続通信時間10分以内の通信を繰り返す行為等に利用された一部の電話番号に対する発信は、通話開始時点より11円／30秒として適用する場合があります。
(4)「通話パック30」、「10分かけ放題 for BIZ」は同時にご契約いただくことはできません。ご契約される場合は、いずれかひとつをお選びください。

第5条(申込み条件)

本サービスの利用申込(以下「申込」といいます。)は、当社が定める所定の方法により行うものとします。申込は、申込者が当社の音声通話機能付きSIMカードを現に利用中又は当社の音声通話機能付きSIMカードを同時に申し込んでいる場合に限り申込みできるものとします。

第6条(利用契約の申込・成立)

利用契約の申込は、本サービスを利用しようとする者(以下、「利用希望者」といいます。)が本規約および契約約款に同意のうえ、当社が別途定める手続きに従い行うものとします。
2. 当社は、利用希望者に本規約または契約約款に反する事由がある場合、または本サービスの利用申込が適当でないと当社が判断する事由がある場合またはその虞がある場合には、申込を承諾しないことがあります。

第7条(譲渡禁止)

契約者等は、本規約に基づく権利義務の一部または全部を第三者に利用させる行為の他、譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第8条(利用料金)

契約者は、別紙記載の本サービスの月額料金を別途当社が定める支払方法に従い、当社に毎月支払うものとします。
2. 本サービスの課金開始日は、利用契約が成立した日とします。

3. 本サービスの課金開始日を含む月の月額料金は、課金開始日から月末までの日割り計算にて請求いたします。
4. 本サービスの解除日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、当該日の属する月の月額料金の額は、1ヶ月分となります。
5. 契約者がすでに支払った利用料金は、いかなる場合においても返還されないものとします。

第9条（遅延損害金）
契約者は、前条に定める利用料金を支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、その免れた額のほか、未払い金につき年率14．5％（1年を365日とする日割計算による）の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第10条（禁止事項）
契約者等は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
（1）本サービスを自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用すること
（2）本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為
（3）通話を行うことを目的とせず、一方的または機械的な接続通信時間10分以内の通信を繰り返す行為
（4）上記各号に該当する恐れのある行為、またはこれに類する行為
（5）本規約に反する行為
（6）契約約款において定める禁止事項
（7）その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為

第11条（損害賠償）
契約者等が、本サービスの利用に関して契約者等の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、契約者は当社が被った損害を賠償するものとします。
2. 契約者等が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、契約者は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。また、当社が他の契約者や第三者から責任を追求された場合は、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第12条（保証・責任の制限）
当社は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
2. 契約者等は、本サービスを本規約に従い、自己の判断と責任で利用するものとします。
3. 契約者等が本サービスを利用することにより、または本規約に違反することにより、第三者（他の

契約者を含む）に損害を与えた場合または第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に何ら迷惑をかけたり、損害を与えたりしないものとします。
4. 契約者等が、第10条（禁止事項）に違反することにより発生した損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

第13条（本サービスの中止）

当社は、以下の場合、契約者に何らの催告をすることなく本サービスの一切の利用を中止させることができるものとします。この場合、契約者等は本サービスを一切利用することができません。
（1）契約者が本規約または契約約款に反する行為をし、または当社が不適切と認める行為があったとき
（2）本サービスその他当社が提供するサービスについて、利用料金その他の支払いを遅延し、支払いが不能な状態に陥り、または支払いを拒否したとき
（3）事由の如何を問わずLIBMOサービスの利用を停止または終了したとき
（4）その他当社が当該契約者による本サービス利用の継続が不適当と判断するとき
2. 前項により本サービスが中止された場合、契約者は、本サービスの利用料金その他本サービスに関連して当社に対して有する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務の全額を直ちに支払うものとします。

第14条（本サービスの変更）

当社は、本サービスの提供にあたり必要があると認めるときまたはやむを得ないときは、契約者に対して1か月前までに通知することにより、本サービスの全部または一部を変更、追加または廃止することがあります。
2. 当社は、前項の変更等に関し、一切責任を負いません。

第15条（利用の制限）

当社は、以下のいずれかの事態が発生した場合には、契約者に事前に通知を行うことにより、または緊急を要するときは通知を行うことなく、本サービスの全部または一部を停止できるものとします。
（1）本サービスのサーバ等の設備、その他本サービスを提供するために必要なシステムの保守点検・更新を定期的または緊急に行う場合
（2）火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、暴動その他不可抗力または第三者による妨害等その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり本サービスの提供が困難な場合
（3）契約者が、第10条（禁止事項）の各号に該当する行為を行った場合
（4）電気通信事業者の役務が提供されない場合
（5）その他、本サービスの運用上あるいは技術上の理由により、本サービス停止が必要ないし適切と当社が判断した場合
2. 前項に従い、当社が本サービスの停止を行った場合、当社は契約者およびその他の第三者に

対して、いかなる責任も負担しないものとします。

第16条（契約者による本サービス契約の解除）

契約者は、当社が別途定める手続きに従い、本サービスの解除を行うことができるものとします。

2. 前項による解除は、契約者から解除の申入れが当社に到達した日をもって効力を生じるものとします。この場合、契約者から当社に対してかかる通知にて指定した日をもって、本サービスは解除となります。

3. 契約者が、当社に対しMNPによる転出を通知した場合は、本サービス契約の解除を通知したものとみなされます。MNPによる転出の場合、本サービス契約の解除日は、MNP転出手続きの完了日とします。

4. 本サービスの解除日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、当該日の属する月の月額料金の額は、1ヶ月分となります。

第17条（当社による解除）

第13条（本サービスの中止）の措置に至った場合、当該契約者に対して是正を勧告したにも関わらず、改善に至らなかった場合には、当社は利用契約を解除できるものとします。

2. 前項により利用契約が解除された場合、当該契約者は、本サービスの利用料金その他本サービスに関連して当社に対して有する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務の全額を直ちに支払うものとします。

第18条（利用契約終了後の措置）

当社は、利用契約終了後は、契約者に対しサポートの提供その他本サービスに関する一切の責任を負わないものとします。

2. 事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第19条（本サービスの廃止）

当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第20条（分離性）

本規約の一部分が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引き続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

附則

本規約は2025年7月3日から実施します。

別表　本サービスの料金表

1. 利用料金

(1)月額利用料金	1，100円(税込) サービス開始月の月額料金は、課金開始日から月末までの日割り計算にて請求いたします。
(2)通話料	11円／30秒

※月額利用料金は課金開始月より発生します。

※10分を超える通話については、11円／30秒(税込)の通話料金が別途発生します。

上記記載の料金額は2025年7月3日現在の税込価格となります。